

令和4年度上毛町地域水田農業推進協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

上毛町は福岡県の東端に位置し、気候は瀬戸内海型気候区に属しており、温暖で年間雨量は比較的少ない。東・南は山国川を隔てて大分県中津市、西は佐井川を挟んで豊前市、北は吉富町を経て周防灘に臨み、自然の恩恵に浴している。農業は、町の両側を南北に流れている山国川・佐井川と山国川の支流で町内を貫流する友枝川、黒川等の河川のもとに沖積層と洪積層からなる肥沃な土地に米・麦・大豆を中心とした生産活動が展開され町の基幹産業として位置づけられている。

基盤整備田を中心とした集落営農組織の育成、担い手農家への農地集積・ブロックローテーションによる団地化を推進、農業生産の低コスト化・農作業の効率化を図っているが、農家人口、農家数、販売農家数、経営耕地面積ともに減少していることが課題となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本町において収益性の高い水田農業経営へ転換を図るため、産地交付金活用しながら、主食用米と比較して面積当たりの所得が高い野菜等収益作物の作付拡大を図っている。

今後、水田をフル活用しながら、多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給が可能な産地づくりを一層進め、収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、関係部局が連携して推進体制を構築し、高収益作物の導入を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

計画的な農地の集積・集約化を図ろうとする場合などに、広く地域関係者とも調整しながら、各産地が必要な畑地化の取組を進めることができるよう、関係機関・団体が連携して、水稻を組み入れない作付体系が定着している地域を把握し、畑地化に係る支援内容の情報提供や、地域の対応方針について助言を行う。また、現地確認で果樹等の永年作物は畑地化を推奨していく。

また、畑地化の取組を進めるにあたっては、「人・農地プラン」により描かれた地域の将来像や、担い手の農業経営改善計画など、効率的な土地利用に配慮する。

なお、麦・大豆の連作障害回避等のため、ブロックローテーション体系の構築を実施している。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

本町の基幹作物は、米・麦・大豆の土地利用型作物であり、認定農業者の規模拡大、集落営農組織の再編・法人化、を積極的に推進していく。

また、米に関しては、消費者の求める「安全・安心な農産物」を提供するため、栽培記録及び県減農薬・減化学肥料栽培認証制度への取り組みを推進する。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、麦や大豆の作付を推進するが、中山間地等作付が困難な地域においては、飼料用米を転作作物の中心作物に位置づける。また、令和2年度、令和3年度より複数年契約として飼料用米の作付を行っている農家に対しては、産地交付金の追加配分枠を活用し、引き続き安定した飼料用米の生産を図る。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦については、転作作物として重要な品目であるため、認定農業者や集落営農組織での作付けを勧める。更に、農地の有効利用を図るため、転作田での麦作付け体系の確立を図る。また、実需者の要望に応えるため、麦種・品種誘導を行い高品質・安定栽培の麦作りを目指し、産地交付金を活用して担い手による作付けを推進し、更に二毛作での作付けに対する助成を行い作付拡大を図る。

大豆については、麦と同様に転作作物として重要な品目であるため、認定農業者や集落営農組織での作付けを勧める。また、産地交付金を活用して、収量向上を図るとともに営農組織等の担い手による効率的な生産を推進し作付拡大を図る。

(4) 高収益作物

土地利用型作物を経営の中心とした担い手が所得を確保するために、今後経営に野菜を取り組んでいくことと野菜等の複合経営農家が規模拡大を行うことが考えられる。そこで産地交付金において地域重点野菜への作付支援を行いながら、ブロッコリー・なばな・レタス・スイートコーン・ごぼう・なす・たかな・キャベツ等の露地野菜の作付けを推進し、産地の育成を図る。

また、その他野菜、果樹、花き・花木等についても産地交付金を活用して作付面積の維持を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和5年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	423.1	0.0	475.1	0.0	467.8	0.0
飼料用米	63.7	0.0	63.8	0.0	68.0	0.0
麦	584.5	563.1	584.7	563.2	560.0	534.0
大豆	270.5	0.0	270.5	0.0	252.0	0.0
高収益作物	36.0	13.4	53.7	19.7	54.5	20.3
・ 野菜	33.0	13.3	50.6	19.6	51.4	20.2
・ 花き・花木	3.0	0.1	3.1	0.1	3.1	0.1
・ 果樹	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
・ その他の高収益作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	大豆	大豆生産性向上助成 （基幹）	面積	（令和3年度） 270.5ha	（令和5年度） 252.0ha
			単収	（令和3年度） 90.5kg/10a	（令和5年度） 120kg/10a
2, 3	麦	麦二毛作助成 （二毛作）	面積	（令和3年度） 563.1ha	（令和5年度） (534.0) 565.0ha
			二毛作率	（令和3年度） 61.2%	（令和5年度） (58.0) 62.0%
4, 5	地域振興作物	地域振興作物作付助成 （基幹・二毛作）	面積	（令和3年度） 21.9ha	（令和5年度） 40.0ha
6, 7	野菜、果樹、花き・花木	野菜・果樹・花等面積 拡大助成（基幹・二毛 作）	面積	（令和3年度） 14.2ha	（令和5年度） 14.5ha
8	飼料用米	飼料用米の複数年契約 助成（基幹）	複数年契約面積	（令和3年度） 58.0ha	（令和5年度） (53.5) 58.0ha
			作付面積	（令和3年度） 63.7ha	（令和5年度） 68.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:福岡県

協議会名:上毛町地域水田農業推進協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	大豆生産性向上助成(基幹)	1	1,500	大豆	・販売目的で対象作物を作付けする農業者 ・病害虫発生予防に基づく適期防除をすること
2	麦二毛作助成(年末払)(二毛作)	2	5,200	麦	・販売目的で対象作物を作付けする農業者 ・戦略作物との組み合わせで二毛作として作付けを行うこと
3	麦二毛作助成(二毛作)	2	0	麦	・販売目的で対象作物を作付けする農業者 ・戦略作物との組み合わせで二毛作として作付けを行うこと
4	地域振興作物作付助成(基幹)	1	10,000	ブロッコリー、なばな、レタス、スイートコーン、ごぼう、なす、たかな、キャベツ	・販売目的で対象作物を作付けする農業者 ・地域振興作物を作付すること
5	地域振興作物作付助成(二毛作)	2	10,000	ブロッコリー、なばな、レタス、スイートコーン、ごぼう、なす、たかな、キャベツ	・販売目的で対象作物を作付けする農業者 ・地域振興作物を作付すること
6	野菜・果樹・花等面積拡大助成(基幹)	1	8,000	別紙のとおり	・販売目的で対象作物を作付けする農業者 ・対象作物を作付すること (ただし、別紙以外の作物で協議会長が特に認める場合は対象作物とする) ・適切な栽培管理を行い、出荷・販売を行っていること。 ・その他の作物については直売所出荷等有利販売を行うこと。
7	野菜・果樹・花等面積拡大助成(二毛作)	2	8,000	別紙のとおり	・販売目的で対象作物を作付けする農業者 ・対象作物を作付すること (ただし、別紙以外の作物で協議会長が特に認める場合は対象作物とする) ・適切な栽培管理を行い、出荷・販売を行っていること。 ・その他の作物については直売所出荷等有利販売を行うこと。
8	飼料用米の複数年契約(基幹)	1	6,000	飼料用米	・3年以上の複数年契約(令和2年産から令和4年産、令和3年産から新たに結んだ令和5年産までの3年分を含むもの)に基づき、販売目的で対象作物を作付けする農業者 ・生産者側と需要者側の契約であること ・販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること ・複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること ・新規需要米取組計画書の認定を受けていること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

野菜・果樹・花等面積拡大助成対象作物

区 分	品 目
① 野 菜	いちご、トマト、ねぎ、アスパラガス、水菜、小松菜、きゅうり、さといも、オクラ等（地域振興作物以外）
② 果 樹	いちじく、なし、ぶどう、かき、もも、すもも
③ 花き・花木	キク、バラ、洋ラン、ユリ、ガーベラ、キキョウ、カーネーション、ホオズキ、ケイトウ、グラジオラス、アスター
④ その他	茶

※果樹、茶などの永年性の木本性作物の取扱いは、令和元年度以降に当該品目を新植した水田とする。